

会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

健康福祉部 こども保育課

1 改正の趣旨

市の条例の基準となる「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに準じ、標記条例を改正しようとするものです。

2 改正の内容

◎利用開始時の利用乳幼児に対する健康診断実施義務の緩和

家庭的保育事業者等は、利用開始時に健康診断を行わなければならないませんが、現在の規定では、児童相談所等において行う乳幼児の利用開始前の健康診断の内容が、実施すべき健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該の健康診断を行わないことができることとなっております。

今般の改正により、市町村が行う乳幼児健康診査の内容が、実施すべき健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合においても同様に、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするものです。

3 改正箇所

新旧対照表のとおり

4 施行期日

国の省令は令和7年9月16日施行とされていますが、各施設の事業運営に影響がないことから、公布の日から施行することとします。